

京都市上下水道局告示第45号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号及び第3号の規定に基づき商号及び営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年1月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 有限会社西崎設備

(1) 届出業者名等

亀岡市篠町篠空殿林21番地

有限会社西崎設備

代表取締役 西崎 但

(2) 変更事項（商号及び営業所の変更）

西崎設備から有限会社西崎設備に変更

指定営業所の所在地を亀岡市篠町篠空殿林20番地の20から亀岡市篠町篠空殿林21番地に変更

(3) 指定期間

平成18年1月30日から平成18年3月31日まで

2 新光テクノ

(1) 届出業者名等

京都府南丹市美山町萱野道野間42番地の1

新光テクノ

仲田 只則

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所の所在地を京都府北桑田郡美山町大字萱野小字道野間42番地の1から京都府南丹市美山町萱野道野間42番地の1に変更

(3) 指定期間

平成18年1月30日から平成21年3月31日まで

3 山内設備

(1) 届出業者名等

京都府南丹市美山町原奥ミノ越3番地の1

山内設備

山内 勝弘

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所の所在地を京都府北桑田郡美山町大字原小字奥ミノ越3番地の1から京都府南丹市美山町原奥ミノ越3番地の1に変更

(3) 指定期間

平成18年1月30日から平成21年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)